

平成30年1月19日

葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者9社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分として、痩身効果を標ぼうする機能性表示食品の販売事業者9社（以下「9社」といいます。）に対し、9社が供給する機能性表示食品の表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添1～9参照）を行いました。

1 9社の概要

	名称（法人番号） 代表者	所在地	設立年月	資本金※ （万円）	課徴金対象行為（違反行為）に係る商品
1	株式会社オンラインフ (9010701019379) 代表取締役 高崎 航	東京都品川区西五反田一丁目18番9号	平成17年11月	5,000	slimfor（スリムフォー）
2	株式会社協和 (6013101003286) 代表取締役 堀内 泰司	東京都福生市東町1番地1	平成17年1月	1,000	ウエストシェイプ
3	株式会社ステップワールド (7013201018489) 代表取締役 風間 元	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号	昭和61年4月	5,000	ヘラスリム
4	株式会社テレビショッピング研究所 (3010801007669) 代表取締役 高橋 正樹	東京都大田区西蒲田七丁目25番7号	昭和44年10月	1,000	葛の花サプリメント
5	株式会社Nalelu (7011701005965) 代表取締役 小俣 治郎	東京都江戸川区松島二丁目34番10号	平成5年10月	1,000	葛の花ヘルスリム27
6	日本第一製薬株式会社 (4290001029675) 代表取締役 兼原 保行	福岡市博多区博多駅東二丁目5番19号	平成19年6月	1,000	お腹の脂肪に葛の花イソフラボンスリム

7	株式会社ハーブ健康本舗 (5290001029526) 代表取締役 永松 靖浩	福岡市中央区天神 二丁目8番34号 住友生命福岡ビル 3階	平成14年4月	1,000	シボヘル
8	ピルボックスジャパン株式 会社 (1010401095232) 代表取締役 栖原 徹	東京都港区南青山 二丁目24番11 号フォーラムビル ディング5F	平成14年7月	5,000	o n a k a (おなか)
9	株式会社やまちや (4130001031515) 代表取締役 高木 智彦	京都市下京区烏丸 通五条下ル大坂町 400	平成20年2月	300	葛の花由来イソフラボン 入り きょうの青汁

※いずれも平成29年12月現在

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

9社が機能性表示食品として販売している前記1の表「課徴金対象行為（違反行為）に係る商品」欄記載の商品

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

別紙1「表示媒体」欄記載の媒体

イ 表示内容

9社は、それぞれ、例えば、別紙2-1~2-9「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪（及び皮下脂肪）の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

ウ 実際

前記イの表示について、当庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、9社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、9社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

(3) 課徴金対象期間

下表「課徴金対象期間」欄記載の期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

9社は、消費者庁長官に届出を行った機能性表示の範囲を超える著しい痩身効果を示す表示をしていた上、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

9社は、それぞれ、平成30年8月20日までに、下表「課徴金額」欄記載の金額を支払わなければならない。

	対象事業者	課徴金対象期間	課徴金額
1	株式会社オンライフ	平成28年10月13日から 平成29年11月30日までの間	1167万円
2	株式会社協和	平成29年3月25日から 同年10月20日までの間	263万円
3	株式会社ステップワールド	平成28年4月1日から 平成29年10月22日までの間	4893万円
4	株式会社テレビショッピング研究所	平成28年7月19日から 平成29年6月13日までの間	689万円
5	株式会社N a l e l u	平成28年5月30日から 平成29年10月7日までの間	775万円
6	日本第一製薬株式会社	平成28年4月18日から 平成29年8月1日までの間	285万円
7	株式会社ハーブ健康本舗	平成28年11月21日から 平成29年10月3日までの間	2073万円
8	ピルボックスジャパン株式会社	平成28年9月26日から 平成29年10月5日までの間	351万円
9	株式会社やまちや	平成28年7月26日から 平成29年9月26日までの間	592万円

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>